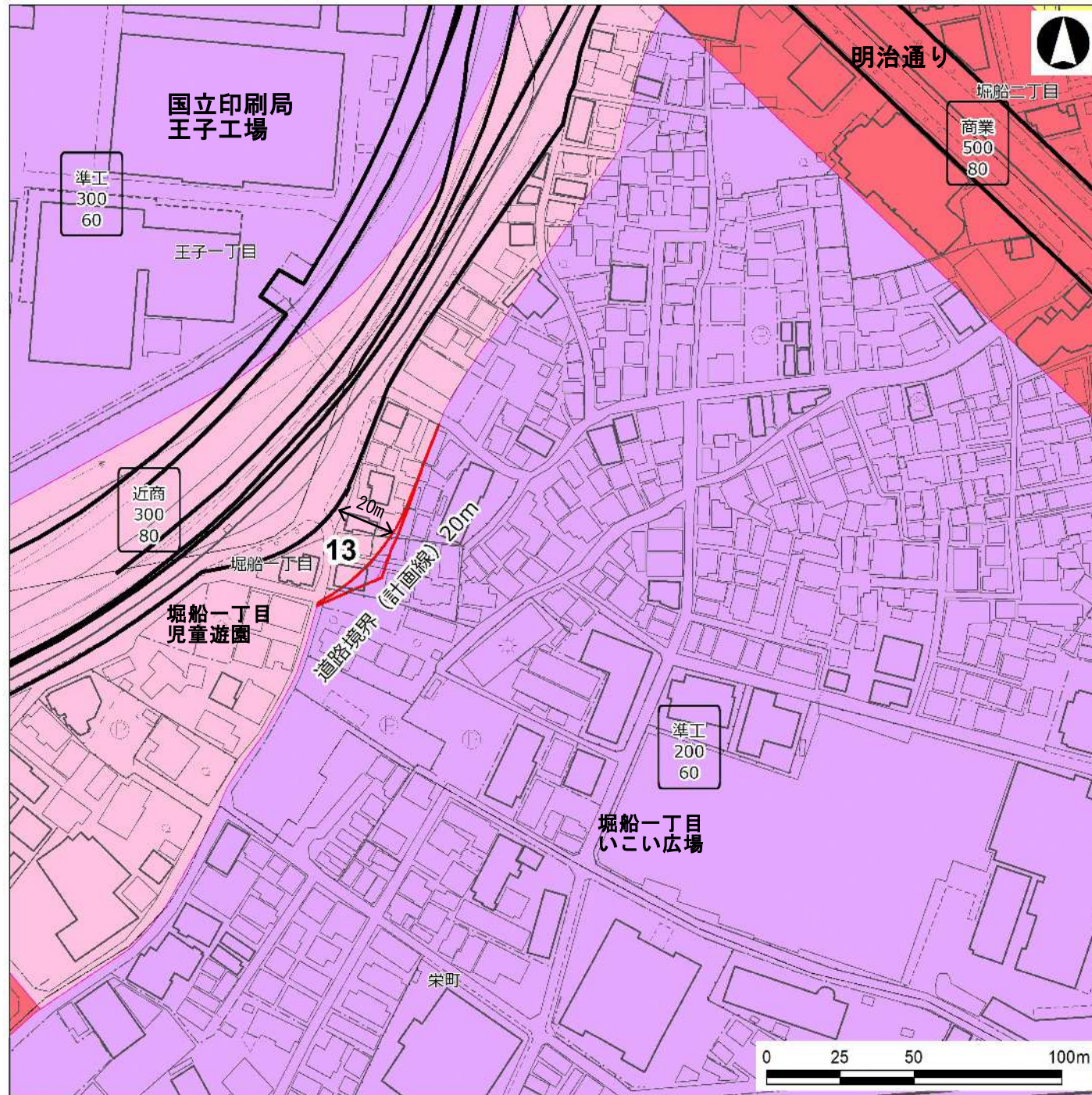
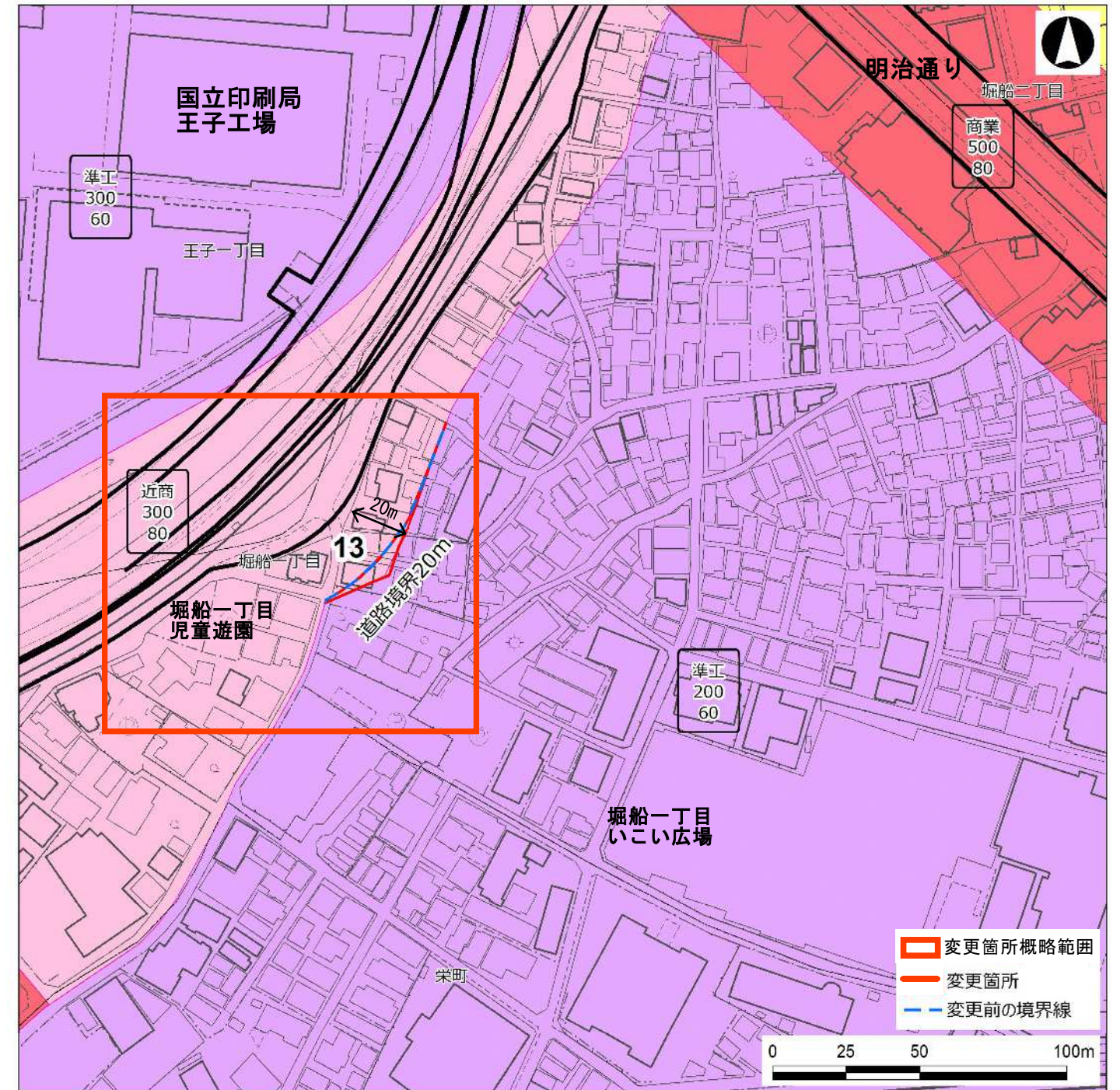


●No.13：堀船一丁目 6,7

■現行



■変更



No.	変更箇所	用途地域等										日影規制 (規制時間/測定面高さ)		変更理由
		現行					変更					現行	変更	
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火			
13	堀船一丁目6,7	準工	60	200	2高	準防火	近商	80	300	3高	準防火	4h/2.5h/4m	4h/2.5h/4m	用途地域の境界の基準としていた都市計画道路が整備完了し、道路幅員が計画線より拡大して整備されたため、道路形状に合わせて基準を変更する

：変更のある区分

<用途地域凡例>

- 第二種低層住居専用地域 (二低層)
- 第一種中高層住居専用地域 (一中高)
- 第二種中高層住居専用地域 (二中高)
- 第一種住居地域 (一住)
- 第二種住居地域 (二住)
- 近隣商業地域 (近商)
- 商業地域 (商業)
- 準工業地域 (準工)
- 工業地域 (工業)

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日